

平成 26 年（行ウ）第 8 号 安全な場所で教育を受ける権利の確認請求事件ほか
原告 原告 1－1 ほか
被告 国ほか

準備書面(25)

(被告国の平成 28 年 6 月 20 日付け求釈明(1)、(2)に対する回答)

平成 29 年 2 月 3 日

福島地方裁判所民事部御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 井 戸 謙 一
ほか 18 名

第 1 回答

釈明の必要はないと考える。その理由は以下のとおりである。

第 2 理由

1 放射線被害の特性

(1) LNTモデル

ア 長期低線量被ばくの健康リスクについては、被ばく量の低減に応じてリスクも低減するが、しきい値は存在しない旨の LNTモデルに則って考えるべきことは、訴状請求原因第 2 節第 2 の 3(2)ウ、原告ら準備書面(2)第 2 章第 5、原告ら準備書面(6)第 4 で既に述べたところである。

イ 被告国も、ICRP 2007 年勧告が、実用的な放射線防護体系を勧告する目的から「約 100 mSv を下回る線量においては、ある一定の線量の増加はそれに正比例して放射線起因の発がん又は遺伝的影響の確率の増加を生じるであろうという仮定」(LNTモデル)を前提と

していることは認めている（被告国第2準備書面7頁下から2行目～8頁3行目）。しかし、他方で被告国は、ICRP2007年勧告の「このモデルの根拠となっている仮説を明確に実証する生物学的／疫学的知見がすぐには得られそうにない」との一節や、LNTモデルは、「科学的に証明された真実として受け入れられているのではなく、科学的な不確かさを補う観点から、公衆衛生上の安全サイドに立った判断として採用されている。」というWG報告書の一節を引用して、その妥当性を毀損しようとして躍起になっている（被告国第2準備書面8頁3～14行目）。

ウ しかし、被告国のこの企ては、次の事実に照らせば、もはや無意味である。

(ア) ICRP

2007年勧告の記述自体が「約100mSvを下回る低線量域では、がん又は遺伝性影響の発生率が関係する臓器及び組織の等価線量の増加に正比例して増加するであろうと仮定するのが科学的にもっともらしい、という見解を支持すると委員会は判断している。」というものである（丙B第3号証(64)）ことは、原告ら準備書面(14)の4頁に記載した。すなわち、ICRPは、LNTモデルが、証明されているとは言えないとしても、科学的にもっとも合理的な考え方であることを認めているのである。

(イ) 放影研

LS第14報が低線量被ばくでもしきい値がない旨、LNTモデルと同様の考え方を明示したことは、原告ら準備書面(14)5頁、13～14頁に記載した。

(ウ) UNSCEAR（国連科学委員会）

UNSCEARも、2010年報告において、「低線量の放射線であっても、発がんのリスクを上昇させるようなDNAの突然変異が発生する確率はとても小さいがゼロではないというのが有り得べき状況である。したがって、手に入る証拠は、低線量及び低線量率においてがんを誘発する変異要素については、反応にしきい値がないことを支持する傾向に傾いている。」と記載して（甲B第57号証の

1、2)、しきい値なし理論を支持していることは、原告ら準備書面(14)の5頁に記載した。

(エ) B E I R (電離放射線の生物影響に関する委員会)

アメリカ科学アカデミー内に設立されたB E I R (電離放射線の生物影響に関する委員会)は、B E I R I～B E I R VII Phase2までの報告書を公表してきたが、2006年に公表されたB E I R VII Phase2 (低レベル電離放射線の健康リスク)では、LNTモデルが妥当であると結論付けた(甲B第59号証の1、2)ことは、原告ら準備書面(14)5～7頁に記載した。

エ 以上のように、低線量被ばくの健康影響については、しきい値がなく、低線量であっても、その被ばく量に応じたリスクがあるとするLNTモデルが最も妥当性が高いことは、放射線防護学や医学の到達点なのである。

(2) 長期低線量被ばくについての疫学調査結果

近年、世界各国で、長期低線量被ばくによって、様々な健康影響が発生している旨の疫学調査結果がたくさん報告されていることは、原告ら準備書面(19)で記載した。

(3) 上記の認識を前提とすれば、いくら低線量であっても、被ばくをすれば、ただ健康被害のリスクは高まるのである。無用な放射線被ばくは可能な限り避けるべきであり、無用な被ばくをさせられた子どもや親が、そのことによって将来の健康に不安を抱くのは、根拠のない思い込みではなく、上記のとおり、科学的根拠に基づいている。住民を被ばくから防護する責任を負っている被告国や同福島県は、原告らに対し、可能な限り、無用な被ばくを回避させる義務がある。

しかるに、被告国や同福島県の公務員が職務上の義務に違反して原告ら住民に対し、適切な被ばく回避措置を採らなかったため、子ども原告らが無用な被ばくをしてしまったことは既に主張してきたとおりである。

したがって、個々の子ども原告らが、福島原発事故によって全体としてどの程度に被曝をしたかに関わらず、原告らは、被告に対し、無用な被ばくをさせられたことによって生じ精神的苦痛に対する慰謝料を請求できる。

2 賠償を求める損害が慰謝料の一部請求であること

また、各原告らの請求は、将来の健康被害への不安（慰謝料）の一部請求に止めている。それも、10万円という極めて低額な一部請求である。したがって、本件において、原告らの請求が認められるためには、被告らの過失により、原告らが無用な被ばくを受けた事実が認定されればよいのであって、原告が、どの程度の量の無用な被ばくを受けたかを主張、立証する必要はない。

以上